

財政福祉委員会資料

令和8年3月12日

財政関係

目 次

	頁
1 個人市民税の納税義務者数等 -----	1
2 個人市民税の減税額階層別納税義務者数等 -----	2
3 個人市民税の減税額上位10人の減税額及び推計収入額 -----	3
4 市税の滞納繰越分に係る徴収率の当初予算と決算の比較 -----	5
5 公の施設にかかる使用料改定の考え方 -----	6
6 市民利用施設の受益者負担割合の状況 -----	7
7 市民利用施設の使用料の改定状況 -----	10
8 他都市における市外居住者に対する割増料金の導入状況 -----	11
9 税務証明手数料1件当たりのコスト比較 -----	12
10 未利用土地の面積の推移 -----	13
11 保有資産の有効活用の推移 -----	14
12 公債償還基金からの借入れの状況 -----	15
13 調整債（アジア・アジアパラ競技大会対応分）の推移 -----	16
14 財政規律（平成22年9月策定）の状況 -----	17
 <参考>	
圧縮目標額への対応状況 -----	18

1 個人市民税の納税義務者数等

(単位：人、%)

区 分		人 数	推 計 人 口 に 占 め る 割 合
推 計 人 口 ①		2,332,154	100.0
個人市民税	納 税 義 務 者 数	1,261,491	54.1
	控 除 対 象 配 偶 者 数	179,240	7.7
	扶 養 控 除 の 対 象 者 数	422,148	18.1
	小 計 ②	1,862,879	79.9
差 引 (① - ②)		469,275	20.1

(注) 1 推計人口は、国勢調査結果を基礎とし、毎月の住民基本台帳人口などの異動数を加減して推計したものであり、賦課期日（令和7年1月1日）時点の人数である。

2 納税義務者数、控除対象配偶者数及び扶養控除の対象者数は令和7年度（見込）である。

3 控除対象配偶者数には、納税義務者の前年の合計所得金額が1,000万円を超える配偶者を含まない。

4 扶養控除の対象者数には、16歳未満の扶養親族を含む。

2 個人市民税の減税額階層別納税義務者数等

区 分	納 税 義務者数 (人)	構 成 比 (%)	減 税 額 (百万円)	構 成 比 (%)
200円以下	62,781	5.0 (5.0)	13	0.1 (0.1)
200円超 1,000円以下	91,716	7.3 (12.3)	59	0.6 (0.7)
1,000円超 5,000円以下	456,322	36.2 (48.5)	1,385	13.3 (14.0)
5,000円超 1万円以下	370,001	29.3 (77.8)	2,678	25.7 (39.7)
1万円超 2万円以下	199,191	15.8 (93.6)	2,703	25.9 (65.6)
2万円超 5万円以下	66,273	5.3 (98.9)	1,930	18.5 (84.1)
5万円超 10万円以下	10,695	0.8 (99.7)	721	6.9 (91.0)
10万円超 20万円以下	3,259	0.2 (99.9)	440	4.2 (95.2)
20万円超 50万円以下	1,051	0.1 (100)	302	2.9 (98.1)
50万円超	202	0.0 (100)	202	1.9 (100)
合 計	1,261,491	100	10,433	100

(注) 1 令和7年度(見込)である。

2 () 書きは累計である。

3 個人市民税の減税額上位10人の減税額及び推計収入額

(1) 令和7年度(見込)

(単位：千円)

順位	減 税 額	推 計 収 入 額
1	4,923	1,645,170
2	4,669	1,560,503
3	4,469	1,493,837
4	4,442	1,484,837
5	3,977	1,329,837
6	3,873	1,295,170
7	3,312	1,108,170
8	2,960	990,837
9	2,723	911,837
10	2,650	887,503

(注) 推計収入額は、全所得を給与として以下の条件で試算した目安の金額である。

- ・夫婦と子ども2人の世帯
- ・配偶者は同一生計配偶者
- ・子は特定扶養親族1人、16歳未満扶養親族1人
- ・一定の社会保険料を控除

(2) 令和6年度

(単位：千円)

順位	減 税 額	推 計 収 入 額
1	3,764	1,258,837
2	3,671	1,227,837
3	3,368	1,126,837
4	3,314	1,108,837
5	3,117	1,043,170
6	2,928	980,170
7	2,593	868,503
8	2,557	856,503
9	2,129	713,837
10	2,086	699,503

4 市税の滞納繰越分に係る徴収率の当初 予算と決算の比較

(単位：%)

区 分	当 初 予 算 A	決 算 B	増 減 B - A
令和 5 年度	42.44	43.21	0.77
令和 6 年度	45.19	47.70	2.51
令和 7 年度	48.36	—	—
令和 8 年度	54.58	—	—

5 公の施設にかかる使用料改定の考え方

(1) 「公の施設にかかる使用料の設定基準」に基づき、基準割合との乖離が10%を超える施設区分を改定対象とする。

(原則、令和6年度決算による)

(2) 会議室については、各区にあり、標準的な会議室である生涯学習センターを参考に単価を1時間1㎡あたり10円とする。

(3) 駐車場については、施設近傍のコインパーキング料金などを参考に、周辺駐車場と同等程度の料金とする。

(4) 改定率が50%を超える場合は、平成18年度改定時と同様、市民の急激な負担増とならないよう改定上限を原則50%とする。

ただし、駐車場料金については適用しない。

(5) 料金改定は原則、令和8年10月1日とする。

6 市民利用施設の受益者負担割合の状況

基準受益者負担割合	施設区分	施設区分数	受益者負担割合	基準達成	改定対象
20%	八事斎場・第二斎場	2	20%	○	
50%	黒川スポーツトレーニングセンター・上社レクリエーションルーム（専用使用）	2	44%		○
	市体育館・スポーツセンター	14	44%		○
	総合体育館（専用使用）	1			○
	冷水プール	8	17%		○
	瑞穂運動場（専用使用）	1	37%		○
	温水プール（専用使用）	4	48%		○
	港サッカー場	1	26%		○
	志段味スポーツランド（競技場等）	1	43%		○
	金城ふ頭アリーナ	1			○
	公会堂	1	64%	○	○
	市民会館	1	68%	○	○
	芸術創造センター・青少年文化センター	2	39%		○
	市民ギャラリー栄・矢田	2	37%		○
	能楽堂	1	46%		○
文化小劇場	15	36%		○	
演劇練習館・音楽プラザ	2	34%		○	

基準受益者 負担割合	施設区分	施設 区分 数	受益者 負担割合	基準 達成	改定対象
50%	旧川上貞奴邸・文化のみち 榿木館	2	29%		○
	揚輝荘	1	19%		○
	八事・愛宕霊園	2	54%	○	
	青少年宿泊センター	1	42%		○
	白鳥庭園	1	51%	○	○
	徳川園	1	55%	○	
	有料公園施設（野球場等）	68	29%		○
	東谷山フルーツパーク（世 界の熱帯果樹温室）	1	27%		○
	博物館	1			
	博物館（ギャラリー）	1			
	美術館	1	16%		○
	蓬左文庫	1	20%		○
	志段味古墳群歴史の里	1	33%		○
70%	東山公園テニスセンター	1			
	総合体育館（個人使用）	1			○
	テニスコート（瑞穂運動 場、志段味スポーツラン ド）	2	48%		○
	温水プール（スポーツセン ター等）	17	56%		○

基準受益者 負担割合	施設区分	施設 区分 数	受益者 負担割合	基準 達成	改定対象
70%	トレーニンググループ（瑞穂運動場、スポーツセンター等）	17	60%		○
	名城庭球場	1			○
	名古屋城	1	61%		○
	市民御岳休暇村	1	25%		
	国際会議場	1	60%		○
	栄バスターミナル	1	75%	○	
	有料公園施設（テニスコート）	33	43%		○
	東山公園展望塔	1	93%	○	
	東山動植物園	1	45%		○
	科学館	1	31%		○
100%	中小企業振興会館	1	95%		
	公設市場	5	56%		
	国際展示場	1	73%		○
	路外駐車場	3	121%	○	
	金城ふ頭駐車場	1	79%		○
	道路附属物自動車駐車場	4	98%		
	自転車駐車場	91	91%		

7 市民利用施設の使用料の改定状況

(1) 全体の改定状況

(単位：千円)

区 分	影 響 額		改 定 率	
	令和8年度	平年度		
市民利用施設の使用料	1,260,471	3,447,278	29.4%	
主なもの	温水プールグループ	47,819	134,007	25.4%
	文化小劇場	14,718	134,196	37.7%
	有料公園施設 (テニスコート)	10,548	21,096	50.0%
	有料公園施設 (野球場等)	13,060	26,120	50.0%

(2) 主な改定内容

区 分	現行単価 → 改定単価
温 水 プ ー ル	大人 500円/回 → 600円/回 小人 200円/回 → 300円/回
文 化 小 劇 場	中村文化小劇場はじめ15館 中村文化小劇場 ホール 土曜日、日曜日等 1日 82,000円 → 114,000円 練習室 1日 2,600円 → 3,600円 駐車場(1台につき) 300円/回 → 500円/回 など
有 料 公 園 施 設 (テニスコート)	テニスコート(鶴舞公園を除く) 半日 700円 → 1,000円 テニスコート(鶴舞公園) 半日 1,400円 → 2,100円 など
有 料 公 園 施 設 (野 球 場 等)	野球場 半日 1,900円 → 2,800円 など

8 他都市における市外居住者に対する割増料金の導入状況

区 分	割増率	導入施設
さいたま市	1.5倍	屋内スポーツ施設、コミュニティセンター、文化施設
	1.3倍	うらわ美術館
堺 市	2倍	みはら歴史博物館
	1.5倍	男女共同参画センター、青少年センター、青少年の家、勤労者総合福祉センター、文化会館
北九州市	1.25倍	小倉城
豊田 市	2倍	施設全般
北名古屋市	1.2倍	施設全般
多治見市	2倍	スポーツ・レクリエーション施設
恵那 市	1.5倍	スポーツ・レクリエーション施設
姫路 市	2.5倍	姫路城

(注) 令和7年度中に調査したものである。

9 税務証明手数料 1 件当たりのコスト比較

(1) 所得証明書等

(単位：円)

区 分	改 定 A 前	改 定 B 後	差 額 B - A
人 件 費	269.23	300.71	31.48
物 件 費	93.18	142.66	49.48
合 計	362.41	443.37	80.96

(2) 住宅用家屋証明

(単位：円)

区 分	改 定 A 前	改 定 B 後	差 額 B - A
人 件 費	1,265.44	1,442.68	177.24
物 件 費	104.97	129.40	24.43
合 計	1,370.41	1,572.08	201.67

- (注) 1 人件費は、職員給与（諸手当を含む）、会計年度任用職員報酬、共済費等である。
- 2 物件費は、需用費（偽造防止用紙、プリンタトナー等）、委託料（システム保守委託等）、賃借料（端末、サーバー等）等である。

10 未利用土地の面積の推移

(単位：千㎡)

所 管 局	令 和 7 年 度 (見 込)	令 和 8 年 度 (見 込)
財 政 局	6	6
スポーツ市民局	6	6
経 済 局	17	16
環 境 局	11	11
健 康 福 祉 局	26	6
子ども青少年局	3	3
住 宅 都 市 局	16	10
緑 政 土 木 局	31	22
消 防 局	0	0
教 育 委 員 会	10	10
合 計	126	89

(注) 1 各年度末の状況である。

2 面積については四捨五入しているため、各所管局の面積の計と合計の欄の面積とは一致しないことがある。

11 保有資産の有効活用の推移

(1) 資産の一時貸付け

(単位：千円)

区 分	令和7年度 A	令和8年度 B	差 引 B-A
土 地 ・ 建 物	645,920	677,037	31,117
自 動 販 売 機 設 置 場 所	286,071	281,193	△ 4,878
合 計	931,991	958,230	26,239

(2) ネーミングライツ料及び広告収入等

(単位：千円)

区 分	令和7年度 A	令和8年度 B	差 引 B-A	
ネーミングライツ料	341,816	442,970	101,154	
広告収入等	ホームページ、印刷物	115,118	105,641	△ 9,477
	庁舎等屋内・屋外	123,349	223,049	99,700
合 計	580,283	771,660	191,377	

12 公債償還基金からの借入れの状況

(単位：百万円)

区 分	借 入 額	借 入 条 件
平成 12 年 度	8,000	返還方法 5年元金均等で返還 借入利率 年0.1% (大口定期5年相当)
平成 13 年 度	16,000	
平成 14 年 度	10,000	
平成 15 年 度	6,000	
平成 16 年 度	3,000	
令和 8 年 度	44,000	返還方法 10年元金均等で返還 借入利率 年0.9% (大口定期10年相当)

(注) 平成12年度から平成16年度は実績、令和8年度は予定である。

13 調整債（アジア・アジアパラ競技大会 対応分）の推移

(単位：百万円)

区 分		令和7年度	令和8年度
発行限度額		25,426	67,364
予 算 額		25,426	19,208
主 な 充 当 事 業	公立大学法人名古屋市立大学 への施設整備費等補助金	654	3,231
	南陽工場の設備更新	3,585	1,379
	八事斎場の再整備	235	923
	国際会議場の改修工事	2,321	764
	瑞穂公園陸上競技場等の整備	2,147	—

(注) 令和7年度は2月補正後予算額である。

14 財政規律（平成22年9月策定）の状況

区 分	規律の内容	令和8年度予算
一般会計の市債現在高	過去の最高額（平成16年度末現在高1兆9,089億円）を超えないようにする	1兆9,926億円
プライマリーバランス	毎年度の黒字を維持する	775億円の赤字
行政改革推進債	発行しない	発行しない
将来負担比率	250%を超えない	(84.2%)
実質公債費比率	18%を超えない	(6.4%)
財政調整基金の積立額	100億円を目指す	36億円

(注) 将来負担比率と実質公債費比率の（ ）書きは令和6年度決算額である。

〈参考〉圧縮目標額への対応状況

(単位：百万円)

局 別	圧縮 対象経費 A	圧縮 目標額 B	達成額 C	差引 C - B
会 計 室	20	4	4	—
防災危機管理局	188	37	37	—
市 長 室	61	12	12	—
総 務 局	1,690	331	331	—
財 政 局	4,026	803	803	—
スポーツ市民局	2,735	523	523	—
経 済 局	2,367	456	456	—
観光文化交流局	2,463	397	397	—
環 境 局	9,335	1,529	1,529	—
健康福祉局	15,500	2,981	2,981	—
子ども青少年局	6,610	1,284	1,284	—
住宅都市局	3,527	299	299	—
緑政土木局	22,863	3,558	2,258	△ 1,300
消 防 局	1,729	336	336	—
教育委員会	11,093	2,063	1,958	△ 105
合 計	84,207	14,613	13,208	△ 1,405

